

第 2 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 平成 30 年 9 月 5 日(水) 柏市 農業委員会 総会を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂が 招集した。

2 場所 本庁 舎別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時 00 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	坂 卷 洋 行	2 番	飯 野 文 夫
3 番	飯 塚 恒 男	4 番	岡 田 英 夫
5 番	大 宮 茂 男	6 番	染 谷 茂
7 番	山 崎 明 久	8 番	成 嶋 君 美
9 番	石 井 マサ子	10 番	金 子 幸 司
11 番	酒 卷 寿 雄	12 番	谷 田 貝 和 代
13 番	遠 藤 秀 生	14 番	程 田 平
15 番	橋 本 英 介	16 番	村 越 等

16 名中 16 名出席 欠員なし

< 農地利用最適化推進委員 >

17 番	栗 原 豊	18 番	砂 川 晴 彦
19 番	木 村 寿	21 番	坂 卷 儀 治
22 番	関 根 勝 敏	23 番	浜 島 照 雄
24 番	小 川 克 己	25 番	富 澤 英 三
26 番	友 野 博 之	27 番	増 田 直 晴
28 番	染 谷 茂 幸	29 番	山 野 辺 守
30 番	石 井 一 美	31 番	秋 谷 昌 治

15 名中 14 名出席 欠員なし

4 欠席した委員は次のとおりである。

20 番 相 模 農夫男

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 大 野 功
次 長 寺 嶋 浩
副主幹 早 崎 秀 隆
副主幹 原 田 圭 介

主任 波田野 峻

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】（許可時の同意を含む）
- 議案第 5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 軽微な農地改良の届出書の受理通知書の交付について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (6) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (7) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより、第2回農業委員会総会を開催いたします。
座らせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

飯野文夫委員、岡田英夫委員、よろしく願いいたします。

議長 次に、日程2、一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は第2調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、岡田委員長よろしく願いいたします。

岡田委員長 それでは、農地第2調査会は去る8月30日、31日、平成30年度第6回農地調査会を実施しました。

最初に、事務局から今回の調査事案である農地法第3条1件、第5条2件、第5条計画変更1件、公売買受適格証明1件、非農地証明1件について、概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後、今回の調査案件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、改選前の第3調査会が担当し、平成30年5月に開催された第36回総会の議案第1号から第4号の11件の案件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

農地法第3条1番の藤ヶ谷の農地については、農業用倉庫があったため、届け出をするよう指導しました。

また、農地法第5条1番の岩井の専用住宅については未着工でした。これらの件については、引き続きパトロールを行うことといたします。

その他は特に問題はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議長 それでは、日程3、議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は2ページからになります。

本件は、若白毛在住の農家が後継者へ農業経営を移譲するため、使用貸借による権利の設定を伴う許可申請で、期間は10年です。

申請地は、若白毛の田及び畑17筆1万4,137㎡で、ネギ、大根、ホウレンソウ、ナス、キュウリ、米を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、3人で従事し、耕作面積は198aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

飯野委員 この3人というのは、譲渡人も含めて3人ということですか。

岡田委員長 そうです。

飯野委員 わかりました。

議長 そのほか、何かありましたら。

程田委員 この年金受給のための経営移譲ということですがけれども、耕作地全部移譲しなくても、これは年金の場合大丈夫なのかな。

議長 事務局お願いします。

事務局 今回の●●さんが所有しているものはこれで全てになります。ですから、経営面積全部ではなくて、あくまでも●●さんが所有している農地が全て、この中には記載されております。

以上です。

議長 そのほか、よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 ありませんとの声です。

1 番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

ここで、次の議案に入る前に、委員の皆様にお諮りします。

議案第2号と第3号は一体の事業ですので、一括して審議を行い、議案第2号と議案第3号全ての審議後に採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」並びに議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案第2号1番と2番、議案第3号1番は一体の事業ですので、調査結果の報告を一括して岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 議案第2号1番、2番と議案第3号1番について、一括してご報告いたします。

調査会資料は8ページからになります。

本件は、平成30年3月23日付で農地法第5条の許可を受けた資材置き場用地の拡張のための計画変更の転用許可申請であります。

計画変更前の転用許可済み地は藤ヶ谷の畑2筆1, 493.38㎡、拡張する土地は同じく藤ヶ谷の畑4筆1, 008㎡で、合計面積は2, 501.38㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、建設機械のリース・販売業を営む法人で、事業拡張に伴い既存施設では手狭になってきたため、平成30年3月23日に農地転用許可をとりましたが、さらなる事業拡大により、転用許可済み地の隣接地に資材置き場を拡張する計画に変更するものです。

申請地は砕石敷き10cmとし、バックホー30台分の置き場を整備する計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透、周囲は既設ブロックがある部分を除き、ブロックを新設し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

調査結果の報告がございました。

議案第2号1番と2番、議案第3号1番について何か質問はございませんか。

飯野委員 3月に調査に入った第3調査会の者なのですが、このときの申請と今回の申請では面積がふえたということだけですか。

岡田委員長 そうですね。隣接する奥を。

飯野委員 奥へ使ったと。

岡田委員長 はい、そうです。

飯野委員 わかりました。

議長 そのほか。

程田委員 これ，建設機械についてはそういうことで申請してあるんだと思うんだけど，資材置き場というのは資材というのは何を。

岡田委員長 これはバックホーが。

程田委員 資材ということなのか。建設機械置き場じゃなくて，資材置き場でも別に構わないんだ，申請についての。

議長 説明は，資材と機材の違い。

事務局 今回は事業者が建設機械のリースになりますので，この機械が材料というか，そういう扱いになるのかなというふうに思います。
以上です。

議長 よろしいですか。

程田委員 そういうことであれば。

議長 そのほか，何かありましたら。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，議案第2号1番と2番，議案第3号1番を承認いたします。

議案第2号並びに議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は14ページからになります。

本件は、東京国税局による農地の公売に参加したいため、公売買受適格証明の申請をされたものです。

入札期間は平成30年9月6日から平成30年9月13日、物件の農地は藤ヶ谷の田1筆3,261㎡です。

申請者は藤ヶ谷在住の方で、自宅に近く、隣接自己所有地と一体で耕作しやすいため取得したいとのことで、水稻を栽培する計画です。

農業経営の実態につきましては、2人で従事し、耕作面積は317aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては承認相当と判断しました。

なお、申請者に対して、落札した際は本申請で許可を得て、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何かご質問はございませんか。
よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1 番を承認いたします。
議案第 4 号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。
議案第 5 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。
1 番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 それでは、1 番についてご報告いたします。
調査会資料は 16 ページからになります。
本件は、宅地へ地目変更登記をするための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請であります。
申請地は、船戸山高野の畑 1 筆 1, 011 m²で、現況は宅地であります。
申請者は、平成 22 年 5 月に相続により所有権を取得しましたが、昭和 45 年ごろから宅地として利用されていたということです。
平成 7 年 5 月撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上宅地として利用されていると判断できます。

また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分も受けておりません。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 ご説明いたします。

利用権設定第1番は、大室に在住の農業者が新利根の田2筆、面積3,797㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第2番は、布瀬に在住の農業者が布瀬の田1筆、布瀬新田の田3筆、合計面積4,195㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ありがとうございました。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第7号「相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

調査結果の報告を事務局に求めます。

事務局お願いします。

事務局 それでは、議案第7号についてご説明いたします。

別冊の議案第7号資料に明細が出ておりますので、あわせてごらんください。

今回の対象者は10名、特例農地は延べ68筆で、面積は8万7,981.21㎡です。現況確認を事務局で行いましたので、ご報告いたします。

まず1番は、柏市戸張在住の農家の方です。別冊の資料の1ページをごらんください。

特例農地は16筆で8,616.71㎡あり、いずれもみずから農地として使用されています。

次に、2番は柏市豊四季在住の農家の方です。別冊の資料の4ページをごらんください。

特例農地は6筆で1万3,823㎡あり、いずれもみずから農地として使用されています。

次に、3番と4番は柏市大青田在住の農家の方で、同一筆を共有持ち分で所有しています。別冊の資料の5ページから6ページをごらんください。

特例農地は6筆で2,585㎡あり、いずれもみずから農地として使用されています。

次に、5番は柏市大島田在住の農家の方です。別冊の資料の7ページをごらんください。

特例農地は5筆で4,596.05㎡あり、いずれもみずから農地として使用されています。

次に、6番は柏市布施在住の農家の方です。別冊の資料8ページから9ページをごらんください。

特例農地は12筆で2万1,578.15㎡あり、いずれもみずから農地として使用されています。

次に、7番は柏市片山在住の農家の方です。別冊の資料10ページ

から11ページをごらんください。

特例農地は7筆で7,008㎡あり、いずれもみずから農地として使用されています。

次に、8番は柏市藤ヶ谷在住の農家の方です。別冊の資料12ページをごらんください。

特例農地は5筆で4,657㎡あり、いずれもみずから農地として使用されています。

次に、9番は柏市増尾在住の農家の方です。別冊の資料13ページから14ページをごらんください。

特例農地は7筆で1万1,198.3㎡あり、いずれもみずから農地として使用されています。

次に、10番は柏市花野井在住の農家の方です。別冊の資料15ページをごらんください。

特例農地は4筆で1万3,919㎡あり、いずれもみずから農地として使用されています。

以上です。

議長 ただいま調査結果の報告がありました。

何か質問はございませんか。

飯野委員 確認ですけれども、いいですか。

議長 お願いします。

飯野委員 事務局にお尋ねしたいんですが、9ページ、利用状況の区分、これはみずからという回答でしたけれども、1番に丸がついていないのは、丸つけはぐったのかな。みずから所有し、みずから農地として使用している。

事務局 すみません、失礼いたしました。こちらのほうへ丸をつけ忘れておりました。訂正いたします。

(「2ページも、ここもついていない」の声あり)

議長 そうしたら、2 ページもそうですか。

事務局 すみません、はい。

議長 では、2 ページと9 ページ、みずから所有し、みずから農地として使用しているということ。

そのほかに。

なければ承認したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 それでは、議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 それでは、10月の予定を申し上げます。

2日火曜日、3日水曜日が調査会となっております。2日は午前9時から、3日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第3調査会です。

9日火曜日が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

以上，慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして，第2回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後14時40分閉会）